令和元年9月11日

地域医療への従事要件等が課されている臨床研修希望者に対する対応について

調査の結果(臨時定員関係)

- 臨時定員関連の地域枠についても、別枠方式の場合、募集数の95%に奨学金貸与実績があ るのに対し、手挙げ方式だと69%しか貸与実績がない。
- 離脱の状況についても、別枠方式の場合、94%が義務履行すると推定されるのに対し、手挙 げ方式だと84%しか義務履行されないと推定される。

臨時定員関係	募集数	貸与実績	貸与実績%	離脱者数	人年	離脱率(人年%)	義務年限終了 までの推定義務 履行率%
別枠方式(先行型)	3,012	2,912	97%	56	15,048	0.37%	95%
別枠方式(区別型)	2,364	2,173	92%	44	10,487	0.42%	94%
別枠方式(合計)	5,376	5,085	95%	100	25,535	0.39%	94%
手挙げ方式(事前型)	891	667	75%	46	3,226	1.43%	81%
手挙げ方式(事後型)	2,689	1,811	67%	106	9,523	1.11%	85%
手挙げ方式(合計)	3,580	2,478	69%	152	12,749	1.19%	84%

·別枠方式 (例)

一般枠等と共通で選抜 ·手挙げ方式_{(例}

貸与実績/募集数=5085/5376 (平成20~30年度通算)

確保率95%

卒後9年後の推定離脱率6%

(未充足5%)

(年間離脱率0.39%、通算離脱者数100人)

貸与実績/募集数=2478/3580 (平成20~30年度通算)

卒後9年後の推定離脱率16%

(年間離脱率1.19%、通算離脱者数152「人)

確保率69%

地域枠を要件とした臨時定員の取り扱い

(1)背景

平成30年通常国会において成立した「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の附帯 決議において、地域枠の医師の定着の観点から、地域枠と地域枠以外の入学枠を峻別し た上で募集を促す対応が必要であるとの指摘があり、実態調査を実施したところ、「別枠方 式」では、募集数の95%に奨学金貸与実績があるのに対して、「手上げ方式」では、奨学金 貸与実績は募集数の69%にとどまっていた。加えて、地域枠は一定程度(16%)が充足して おらず、一部の大学では、充足していない地域枠を一般枠として流用していたという実態が 明らかとなった。

(2)基本的な考え方

医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会において平成31年3月にとりまとめを 行い、下記の方針を確認した。

- ・令和2年度以降の臨時定員に係る地域枠は、「別枠方式」しか認めないこと。
- ・令和3年度までの医師養成数の方針については、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持しつつ、医学部定員の暫定増に関する各都道府県及び各大学からの要望に対しては、平成31年度(2019年度)の医学部定員を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査していくこと。
- ・令和4年以降の医師養成数については、再度医師の需給推計を行った上で検討を行う こと

地域枠を要件とした臨時定員のこれまでの経緯

<全体の流れ>

平成20~29年度

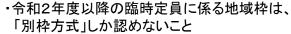
平成30年度

令和元年度

7月 「医療法及び医師法の一部 を改正する法律」の附帯決議 3月「医療従事者の需給に 関する検討会医師需給分科会」



新成長戦略等による 地域枠を要件とした 臨時定員増 (平成20年~) 地域枠と地域枠以外の 入学枠を峻別した上で 募集を促す対応が必要 であるとの指摘



- ・令和3年度までの医師養成数の方針については、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持すること
- ・令和4年以降の医師養成数については、再度検討を行うこと

を確認

マクロ需給推計の上、 令和4年以降の医師養 成数の検討開始予定

<臨時定員数決定のスケジュール>

7月

8月

1

9月

10月上旬

10月中旬

地域枠を要件とした臨時定員増に対するヒアリング実施

ヒアリングの結果を 都道府県へ通知 大学が文部科学省へ 増員計画提出 文部科学省における 大学設置分科会等の 諮問 医学部定員数を各 大学へ通知

従事要件等が課されている研修希望者を採用決定した医療機関に対する現状と課題

- 各都道府県では、大学医学部に地域枠を設定し、地域医療に従事する強い意志を持った学生(地域枠学生)に対して修学資金を貸与し、将来、特定地域や特定診療科で一定期間従事することを条件に返済を免除している。
- 昨年7月26日の当部会では、地域枠に係る修学資金貸与の契約は、民法に基づく金銭賃借契約のため、 従事要件の達成前に完済すれば契約解除(地域枠の離脱)は可能としても、地域枠で入学した事実までが 消滅するものではなく、地域の医師確保を目的とする地域枠制度の趣旨や入試の出願資格等に従事要件 の確約等が含まれていることから、地域枠離脱者の道義的責任は残ること等が確認されたところ。
- 当該部会での審議等に基づき、厚生労働省は、昨年8月20日付けで、臨床研修病院に対して、県や大学が地域枠の離脱を妥当と評価しているか十分に確認すること、県や大学が地域枠離脱を妥当と評価していない場合には、趣旨に反した採用は望ましくないこと、等を周知する通知文書を発出したところ。さらに、本年4月19日付けで、県や大学が離脱を妥当と評価していない研修希望者を採用した臨床研修病院に対しては補助金を減額する旨等の通知文書を発出したところ。
- しかしながら、平成30年度においては、都道府県の情報提供により策定した従事要件等が課されている地域枠の研修希望者のリスト等(※1)に記載されていた879名のうち9名が地域枠から離脱し、うち5名が県や大学が離脱を妥当と評価していないにもかかわらず従事要件等に合致しない他県の臨床研修病院に採用決定となった(※2)(昨年度は9名が従事要件等に反して採用決定)。
 - ※1「臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について」(平成29年7月31日付医政医発第0731第1号)に基づく都道府県からの情報提供によって策定された 従事要件等が課されている研修希望者一覧表。氏名、出身大学、従事要件等が記載されている。
 - ※2「臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について」(平成29年7月31日付医政医発第0731第1号)に基づく報告による。

臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について

(平成29年7月31日付医政医発0731第1号厚生労働省医政局医事課長通知) (一部改正 平成30年8月20日)

地域医療への貢献等を目的とした医学部入学定員増等により、いわゆる地域枠の学生等が増加してくるため、基幹型臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際、その地域医療への従事要件等に配慮することについては、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成15年6月12日付け医政発第0612004号)において定めているところである。

本年7月26日に開催された医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において、地域枠の学生に係る従事要件等への配慮について、より適正を図る観点から、臨床研修制度における地域枠学生への対応が議論されたことを受け、臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項について、下記のとおり取りまとめたので、貴局管内の臨床研修病院に対し周知願いたい。なお、引き続き、本通知が適正に運用されるよう、必要な施策を検討していく予定であることを申し添える。

記

- 1 臨床研修病院は、医師臨床研修マッチングの希望順位登録前若しくは採用決定前に研修希望者の臨床研修期間中の地域医療 への従事要件等(以下「従事要件等」という。)を必ず確認すること。その際、該当する都道府県や大学が従事要件からの離 脱を妥当なものと評価しているかの有無を十分に確認すること。
- 2 従事要件等が課されている研修希望者は、選考過程において臨床研修病院にその旨を申し出るものであること。
- 3 臨床研修病院は、研修希望者に従事要件等が課されている場合、当該従事要件等と研修プログラムに齟齬がないことを確認 した上で医師臨床研修マッチングの希望順位登録を行うこと。なお、当該従事要件等と研修プログラムに齟齬がある場合には、 希望順位登録を行わないこと。
- 4 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者の氏名、大学名及び従事要件等を記載したリストを作成し、厚生労働省を経由して、臨床研修病院に情報提供すること。なお、臨床研修病院は、当該リストを研修希望者の従事要件等の確認のためにのみ使用するものとし、当該目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。
- 5 臨床研修病院は、研修希望者の従事要件等に関して、該当する都道府県<mark>及び大学に照会する</mark>ことができること。その際、大 <mark>学への照会は都道府県を経由して行うこと。</mark>なお、臨床研修病院は、当該照会により得た情報を研修希望者の従事要件等の確 認のためにのみ使用するものとし、当該目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。
- 6 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者について、採用先医療機関を調べた上で、従事要件等と研修プログラ ムに齟齬がないことを確認すること。
- 7 地域枠で入学している者について、奨学金の返還の有無に関わらず、県や大学がその地域枠の従事要件からの離脱を妥当な ものと評価していない場合には、地域枠制度の趣旨や地域医療の安定的確保を尊重する観点に鑑み、臨床研修病院等が趣旨に 反した採用をすることは望ましくないこと。

医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて(抜粋)

(平成31年4月19日付医政医発0419第1号厚生労働省医政局医事課長通知)

標記について、平成16年10月7日医政発第1007014号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」の 取扱いを以下のとおり行うこととしたので通知する。

ついては、下記事項に留意のうえ実施するよう、貴管内の各関係者に対し周知願いたい。

なお、この通知は平成31年4月1日から適用し、平成30年3月28日医政医発O328第3号「医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて」は廃止することとする。

おって、平成30年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

記

1~4 略

- 5 補助金を交付しないことがある場合の取扱いについて
- (1)補助金の全部又は一部を交付しないことがある場合の具体的な事例
 - ① 医事に関する犯罪又は不正行為
 - ア 診療報酬の不正請求
 - イ 補助事業の虚偽報告
 - ウ 病院開設者の脱税行為 等
 - ② 制度の適正な運営に支障があると認められる場合
 - ア 臨床研修病院指定に当たっての虚偽の申請
 - イ 研修医が関係する重大な医療ミス
 - ウ 労働関係法令の重大な違反
 - エ 研修プログラムに定められていない病院で研修医が診療に従事した場合
 - オ 臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について(平成29年7月31日付医事課長通知)の趣旨に反し、臨床 研修期間中に他都道府県等において従事要件等が課されている研修希望者を採用した場合、及び従事要件等からの離脱者であって 都道府県又は大学がその離脱を妥当なものと評価していない研修希望者を採用した場合 等
- (2) 全額を交付しないことがある場合

臨床研修病院の指定取り消し又は指定取り消しに相当する場合に全額を交付しないものとする。

- (3) その他
 - (2)以外の事案において、個々の事案の内容や病院の対応状況によって判断し、一部を交付しないものとする。
 - また、全額を交付しない場合の期間及び一部を交付しない場合の割合や期間については、事案毎に判断するものとする。
- 6 略

令和元年度開始の臨床研修における臨床研修期間中の 地域医療への従事要件等が課されている研修希望者に係る採用結果

○ 地域枠離脱者9名のうち5名については都道府県が離脱を妥当と評価していない。

		地域枠制	度利用者 879	
		臨床研修中に従事要件あり 861(100%)	臨床研修中に従事要件なし 18(100%)	
従事要件に従って研修中		797 (92.6%)	18 (100%)	
従事要件に従って研修していない		64 (7.4%)	0 (0%)	
	地域枠離脱者	9 (1.0%) 国試不合格者 (1) 従事要件外で研修中 (7) <u>うち都道府県等が離脱を妥当と</u> <u>評価していないもの (5)</u> 離脱者であるが従事要件内で研修中 (1)	0 (0%) 7月3日開催の臨床研修部会の審議では、委員から、一部の離脱者について、従事要件が明確に定められていない等の指摘があった。	
	地域枠非離脱者	55 (6.4%) 国試不合格者 (37) 卒試不合格者 (2) 留年 (13) 既卒 (病気療養中) (1) 卒業保留 (1) 国試未受験 (1)	0 (0%)	

出典:「臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項などについて」(平成29年7月31日付け医政医発0731第1号)に基づく報告 🖇

従事要件等が課されている者に対するマッチングシステム上の対応について

- 〇 臨床研修期間中に従事要件等が課されている<u>研修希望者(地域枠学生)については、</u>これまで、<u>臨床研修病院等に対して、</u>従事要件等を把握するとともに、<u>県や大学が地域枠の離脱を妥当と評価しているか十分に確</u>認すること等を周知する通知文書※1を発出。
- 〇 また、本年4月には、各都道府県においても、<u>臨床研修病院等がマッチング時に誤って希望順位登録を行う</u> ことがないよう、マッチングシステム上において、従事要件等の確認対応等を依頼※2したところ。
- 〇 各都道府県には、これまでどおり、地域枠離脱者が安易な形で生じることの無いよう、厳格な運用を求めるものであるが、一部例外的な都道府県及び大学医学部においては、<u>入学時の入試要項等において、「〇〇県における地域医療を希望する者」など、臨床研修期間中の研修を行う医療機関、地域等を明示していなかったにも関わらず、今般、マッチングシステム上での従事要件等を登録しているケースがあると承知している。</u>

今後の各都道府県における従事要件等の確認対応等について

	入試要項、奨学金要項	離脱状況	マッチングシステム情報※3		
	従事要件等の <u>記載あり</u> (記載例) 臨床研修期間中に○○二次医療圏の 研修病院で研修を行う。	地域枠からの離脱の手続きが終了していない。 又は離脱を妥当と判断できない。	システム上、従事要件等を確認、必要に 応じて病院名を追加、削除。		
主なケース	従事要件等の <u>記載あり</u> (記載例) 臨床研修期間中に○○二次医療圏の 研修病院で研修を行う。	都道府県や大学が <u>臨床研修期間中の従事要件を猶予、</u> 又は離脱を妥当と判断。	システム上、従事要件等を確認した上、 備考欄(自由記載欄)に、都道府県が猶 予を承認、又は離脱を妥当であると判断 した旨を追記。		
	明確な従事要件等の <u>記載なし</u> (記載例) <u>地域医療を希望する者</u>		システム上、従事要件等が設定されてい る場合、 <u>除外</u>		

^{※1「}臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について」(平成29年7月31日付医政医発第0731第1号)各地方厚生局長宛て医事課長通知

^{※2「}臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について」(平成29年7月31日付医政医発第0731第1号)各都道府県衛生主管部(局)長宛て 医事課長 通知(平成31年4月24日一部改正)

^{※3} 通常のシステム入力期間外であるため、マッチング協議会に連絡を取り、個別の入力を依頼すること。(マッチング協議会事務局と調整済み 9/4日〆切)